

新旧対照表

(記載要領及び留意事項)

新	旧
事前教示に関する照会書（C - 1000） (略) 「 <u>公開の可否</u> 」欄については、本回答書は関税分類の参考とするため、回答後原則として公開し輸入者等の閲覧に供するので、例えば照会貨物が新規のアイデア商品等で、照会貨物の説明内容中に回答後一定期間非公開を必要とする部分がある場合には、同欄の <u>可・否のうち否</u> を で囲む。 「 <u>非公開理由</u> 」欄については、「 <u>公開の可否</u> 」欄において <u>否</u> とした場合、例えば、新規輸入商品のため、成分割合に特徴があるため等、非公開期間を設定する必要がある理由を簡潔に記載する。 「 <u>非公開期間</u> 」欄については、「 <u>公開の可否</u> 」欄において <u>否</u> とした場合、同欄の「()ヶ月 無期限 その他」のいずれかを で囲み具体的な非公開期間を()内に記載し非公開期間を指定する。 (略) 関税（消費税及び地方消費税兼用）納期限延長（個別） 申請書（C - 1003） (1)及び(2) (略) 関税（消費税及び地方消費税兼用）納期限延長（包括） 申請書（官署別）(C - 1004) (略) 関税（消費税及び地方消費税兼用）納期限延長（包括）申請書 (一括)(C - 1005) (略) 関税（内国消費税及び地方消費税兼用）納期限延長（特例申告） 申請書（C - 1006）	事前教示に関する照会書（C - 1000） (同左) 「 <u>非公開期間の設定の要否</u> 」欄については、本回答書は関税分類の参考とするため、回答後原則として公開し輸入者等の閲覧に供するので、例えば照会貨物が新規のアイデア商品等で、照会貨物の説明内容中に回答後一定期間非公開を必要とする部分がある場合には、同欄の <u>要・否のうち要</u> を で囲む。 「 <u>非公開期間設定理由</u> 」欄については、「 <u>非公開期間設定の要否</u> 」欄において <u>要</u> とした場合、例えば、新規輸入商品のため、成分割合に特徴があるため等、非公開期間を設定する必要がある理由を簡潔に記載する。 「 <u>非公開期間</u> 」欄については、「 <u>非公開期間設定の要否</u> 」欄において <u>要</u> とした場合、同欄の「()ヶ月 無期限 その他」のいずれかを で囲み具体的な非公開期間を()内に記載し非公開期間を指定する。 (同左) 関税（消費税及び地方消費税兼用）納期限延長（個別） 承認申請書（C - 1003） (1)及び(2) (同左) 関税（消費税及び地方消費税兼用）納期限延長（包括） 承認申請書（官署別）(C - 1004) (同左) 関税（消費税及び地方消費税兼用）納期限延長（包括）承認申請書 (一括)(C - 1005) (同左) 関税（内国消費税及び地方消費税兼用）納期限延長（特例申告） 承認申請書（C - 1006）

新旧対照表

(記載要領及び留意事項)

新	旧
<p>(1) (略)</p> <p>(2) 申告税関官署及び延長後の納期限が同一である複数の特例申告について 申請する場合は、「<u>特例申告納期限延長申請内訳表</u>」(C-1006-2)を使用 しても差し支えない。この場合において、各葉を「申請者」又は「代理人」 欄に押なつされた印で割印するとともに、申請書の「納期限の延長を受け ようとする特例申告書の提出年月日」、「納期限の延長を受けようとする特 例申告書の番号」及び「納期限の延長を受けようとする税額」欄は、「別紙 のとおり」と記載する。</p> <p>(3) (略)</p> <p style="text-align: center;">納付明細書 (C-1007)</p> <p>「<u>納期限延長通知番号</u>」欄には、<u>包括納期限延長通知書</u>に記載の<u>通知番号</u>を記 入する。 「受入年度」欄には、納付明細書に記載した輸入申告番号に係る延長税額確認 票の受入年度を記入する。 「<u>納期限</u>」欄には、<u>包括納期限延長を受けた特定月に係る延長後の納期限</u>を記 載する。 「<u>納付銀行等名</u>」欄には、<u>延長の通知を受けた税額を納付する銀行名</u>を記載す る。なお、納付予定銀行が複数ある場合は、銀行毎に作成する。</p> <p style="text-align: center;">延長税額確認票 (C-1008)</p> <p>「<u>申告番号</u>」欄には、輸入(納税)申告書の「<u>申告番号</u>」の欄に記載されてい る申告者別整理番号及び申告番号を記載する。 「<u>(受入科目)</u>」欄には、輸入貨物に係る納付すべき税目(関税又は消費税及び 地方消費税)を記載する。 「<u>平成 年度</u>」欄には、納付される税目が属する会計年度を記入する。 関税及び消費税の会計年度の所属区分は、次により決定される。 (区分) (会計所属年度区分) 納期限の延長に係る税額 輸入の許可の日(納税義務の成立した日) の属する年度 「<u>(取扱庁名)</u>」欄には、輸入(納税)申告書を提出する税関の本関、支署、出</p>	<p>(1) (同左)</p> <p>(2) 申告税関官署及び延長後の納期限が同一である複数の特例申告について 申請する場合は、「<u>特例申告納期限延長承認申請内訳表</u>」(C-1006-2)を使用 しても差し支えない。この場合において、各葉を「申請者」又は「代理人」 欄に押なつされた印で割印するとともに、申請書の「納期限の延長を受け ようとする特例申告書の提出年月日」、「納期限の延長を受けようとする特 例申告書の番号」及び「納期限の延長を受けようとする税額」欄は、「別紙 のとおり」と記載する。</p> <p>(3)及び(4) (同左)</p> <p style="text-align: center;">納付明細書 (C-1007)</p> <p>「<u>納期限延長承認番号</u>」欄には、<u>包括納期限延長承認書</u>に記載の<u>承認番号</u>を記 入する。 「受入年度」欄には、納付明細書に記載した輸入申告番号に係る延長税額確認 票の受入年度を記入する。 「<u>納期限</u>」欄には、<u>包括納期限延長承認を受けた特定月に係る延長後の納期限</u>を記 載する。 「<u>納付銀行等名</u>」欄には、<u>延長承認を受けた税額を納付する銀行名</u>を記載する。 なお、納付予定銀行が複数ある場合は、銀行毎に作成する。</p> <p style="text-align: center;">延長税額確認票 (C-1008)</p> <p>「<u>申告番号</u>」欄には、輸入(納税)申告書の「<u>申告番号</u>」の欄に記載されてい る申告者別整理番号及び申告番号を記載する。 「<u>(受入科目)</u>」欄には、輸入貨物に係る納付すべき税目(関税又は消費税及び 地方消費税)を記載する。 「<u>平成 年度</u>」欄には、納付される税目が属する会計年度を記入する。 関税及び消費税の会計年度の所属区分は、次により決定される。 (区分) (会計所属年度区分) 納期限の延長に係る税額 輸入の許可の日(納税義務の成立した日) の属する年度 「<u>(取扱庁名)</u>」欄には、輸入(納税)申告書を提出する税関の本関、支署、出</p>

新旧対照表

(記載要領及び留意事項)

新	旧
<p>張所等の官署名を記載する。</p> <p>「<u>延長通知番号</u>」欄には、<u>納期限延長通知書</u>に記載されている<u>通知番号</u>を記載するとともに、枝番として該当する特定月の月の数を3桁の番号（例、4月であれば「-004」）で記載する。</p> <p>「<u>延長税額</u>」欄には、上記の「<u>申告番号</u>」に係る申告書において納付すべき税額のうち<u>延長の通知</u>を受ける税額を記載する。</p> <p>「<u>延長後の納期限</u>」欄には、<u>納期限延長通知書</u>に記載されている「<u>納期限の延長</u>を受けようとする期間の末日」を記載する。</p> <p style="text-align: center;"><u>納付書・領収証書（C-1010）</u></p> <p>「<u>申告番号</u>」の欄は、次による。</p> <p>(1)～(2)（略）</p> <p>(3) 包括延長（法第9条の2第2項）による輸入（納税）申告書に係る納付書の場合は、当該申告書に係る納付書の「<u>申告番号</u>」欄には、当該納期限の<u>延長通知番号</u>を記載するとともに、枝番として該当する特定月の月の数を3桁の番号（例、4月であれば「-004」）で記載する。</p> <p>（以下略）</p> <p style="text-align: center;"><u>出入港届（C-2000）</u></p> <p>（以下略）</p> <p style="text-align: center;"><u>出入港届（乗組員氏名表兼用）（C-2010）</u></p> <p>「<u>保健上の記述</u>」欄は、検疫官署に対して届出する事項であり、税関に届け出る際には記載を省略して差し支えない。</p> <p>「<u>乗組員氏名等</u>」欄に必要事項を記載した場合は、<u>乗組員氏名表（C-2060）</u>の提出があつたものとして差し支えない。</p> <p style="text-align: center;"><u>積荷目録（C-2030）</u></p> <p>「<u>船長署名</u>」の項には、船長が署名することを原則とするが、船長から委任された代理人、例えば一等航海士等が行つてもよい。</p>	<p>張所等の官署名を記載する。</p> <p>「<u>延長承認番号</u>」欄には、<u>納期限延長承認書</u>に記載されている<u>承認番号</u>を記載するとともに、枝番として該当する特定月の月の数を3桁の番号（例、4月であれば「-004」）で記載する。</p> <p>「<u>延長税額</u>」欄には、上記の「<u>申告番号</u>」に係る申告書において納付すべき税額のうち<u>延長承認</u>を受ける税額を記載する。</p> <p>「<u>延長後の納期限</u>」欄には、<u>納期限延長承認書</u>に記載されている「<u>納期限の延長</u>を受けようとする期間の末日」を記載する。</p> <p style="text-align: center;"><u>納付書・領収証書（C-1010）</u></p> <p>「<u>申告番号</u>」の欄は、次による。</p> <p>(1)～(2)（同左）</p> <p>(3) 包括延長（法第9条の2第2項）による輸入（納税）申告書に係る納付書の場合は、当該申告書に係る納付書の「<u>申告番号</u>」欄には、当該納期限の<u>延長承認番号</u>を記載するとともに、枝番として該当する特定月の月の数を3桁の番号（例、4月であれば「-004」）で記載する。</p> <p>（同左）</p> <p style="text-align: center;"><u>出入港届（船舶用）（C-2000）</u></p> <p>（同左）</p> <p style="text-align: center;"><u>出入港届（航空機用）（C-2010）</u></p> <p>「<u>保健上の記述</u>」欄は、検疫官署に対して届出する事項であり、税関に届け出る際には記載を省略して差し支えない。</p> <p style="text-align: center;"><u>積荷目録（船舶用）（C-2030）</u></p> <p>「<u>船長署名</u>」の項には、船長が署名することを原則とするが、船長から委任された代理人例えば一等航海士等が行つてもよい。</p>

新旧対照表

(記載要領及び留意事項)

新	旧
<p>「コンテナーの詳細」欄には、貨物がコンテナー詰されている場合に、コンテナーの種類、番号及びコンテナーに内蔵されている貨物の個数を記載する。</p> <p>「数量」欄には、原則としてメートル法により記載することとするが、商慣習上の数量を記載しても差し支えない。</p> <p>「荷送人」欄には、船荷証券に記載されている荷送人を記載する。</p> <p>「荷受人」欄には、船荷証券に記載されている荷受人を記載する。</p> <p>託送品については、この様式の表題の「積荷」を「託送品」と訂正のうえ、託送品の目録として使用させる。</p>	<p>「コンテナー」欄には、貨物がコンテナー詰されている場合に、コンテナーの種類、番号及びコンテナーに内蔵されている貨物の個数を記載する。</p> <p>「数量」欄には、原則としてメートル法により記載することとするが、商慣習上の数量を記載しても差し支えない。</p> <p>「受取人」欄には、船荷証券に記載されている受取人を記載する。</p>
<p><u>積荷目録 (C - 2035)</u></p> <p>(以下略)</p>	<p><u>積荷目録 (航空機用) (C - 2035)</u></p> <p>(同左)</p>
<p>船用品目録 (C - 2040)</p> <p>(以下略)</p>	<p>船用品目録 (C - 2040)</p> <p>(同左)</p>
<p><u>旅客氏名表 (C - 2050)</u></p> <p>「出発地」欄には、その船舶に乗船した場所を記載する。</p> <p>「最終目的地」欄には、その船舶を下船する場所を記載する。ただし、トランジットの場合は、乗船券に記載された目的地を記載する。</p>	<p>(新規)</p>
<p><u>旅客氏名表 (C - 2055)</u></p> <p>「出発地」欄には、その航空機に搭乗した場所を記載する。</p> <p>「最終目的地」欄には、その航空機を降機する場所を記載する。ただし、トランジットの場合は、航空券に記載された目的地を記載する。</p>	<p>(新規)</p>
<p>輸出申告書 (C - 5010)</p> <p><記入上の一般的な事項> (略)</p> <p><申告書上段の記載要領> (略)</p>	<p>輸出申告書 (C - 5010)</p> <p><記入上の一般的な事項> (同左)</p> <p><申告書上段の記載要領> (同左)</p>

新旧対照表

(記載要領及び留意事項)

新	旧
<p><申告書中段の記載要領> (略)</p> <p><申告書下段の記載要領></p> <p>「個数、記号、番号」欄の記載方法 (略)</p> <p>「「外国為替及び外国貿易法」及び「輸出貿易管理令」関係」欄の記載方法</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 「輸出貿易管理令第1条第1項別表第1の 項」の欄は、当該輸出が 同令第1条第1項(別表第1の16項に掲げる貨物に限る。)に該当し、かつ、 同令第4条第1項第3号のイ又はロのいずれかの規定に基づき輸出の 許可を必要とするものである場合には、「許可要」の枠内に×印を記入する とともに、「輸出貿易管理令第1条第1項別表第1の 項」の欄に項の番 号として16を記載する。 また、同令第1条第1項別表第1の16項に該当せず輸出の許可を要しない 場合、又は、同令第1条第1項別表第1の16項に該当するが同令第4条 第1項第3号に該当し、輸出の許可を要しない場合には、「許可不要」の枠 内に×印を記入するとともに、「輸出貿易管理令第1条第1項別表第1の 項」の欄に項の番号として16を記載する。</p> <p>(5)、(6) (略)</p> <p>(以下略)</p> <p>輸入(納税)申告書(内国消費税等課税標準数量等申告書兼用) (C-5020)</p> <p>(略)</p> <p>輸入(納税)申告書の記載要領</p> <p><申告書上段の記載要領> (略)</p> <p><申告書中段のうち、関税に関する欄の記載要領> (略)</p> <p><申告書中段のうち、内国消費税等に関する欄(印のある欄)の記載要領> (略)</p> <p><申告書下段の記載要領></p> <p>(略)</p> <p>「税関記入欄」には、許可前引取りの承認、未納税引取承認、納期限の延長</p>	<p><申告書中段の記載要領> (同左)</p> <p><申告書下段の記載要領></p> <p>「個数、記号、番号」欄の記載方法 (同左)</p> <p>「「外国為替及び外国貿易法」及び「輸出貿易管理令」関係」欄の記載方法</p> <p>(1)～(3) (同左)</p> <p>(4) 「輸出貿易管理令第1条第1項別表第1の 項」の欄は、当該輸出が 同令第1条第1項(別表第1の16項に掲げる貨物に限る。)に該当し、かつ、 同令第4条第1項第4号のイ又はロのいずれかの規定に基づき輸出の 許可を必要とするものである場合には、「許可要」の枠内に×印を記入する とともに、「輸出貿易管理令第1条第1項別表第1の 項」の欄に項の番 号として16を記載する。 また、同令第1条第1項別表第1の16項に該当せず輸出の許可を要しない 場合、又は、同令第1条第1項別表第1の16項に該当するが同令第4条 第1項第4号に該当し、輸出の許可を要しない場合には、「許可不要」の枠 内に×印を記入するとともに、「輸出貿易管理令第1条第1項別表第1の 項」の欄に項の番号として16を記載する。</p> <p>(5)、(6) (同左)</p> <p>(同左)</p> <p>輸入(納税)申告書(内国消費税等課税標準数量等申告書兼用) (C-5020)</p> <p>(同左)</p> <p>輸入(納税)申告書の記載要領</p> <p><申告書上段の記載要領> (同左)</p> <p><申告書中段のうち、関税に関する欄の記載要領> (同左)</p> <p><申告書中段のうち、内国消費税等に関する欄(印のある欄)の記載要領> (同左)</p> <p><申告書下段の記載要領></p> <p>(同左)</p> <p>「税関記入欄」には、許可前引取りの承認、未納税引取承認、納期限の延長</p>

新旧対照表

(記載要領及び留意事項)

新	旧
<p>等に関し、税関において申告書面に表示することが必要と認められる事項を記載する。</p> <p>(以下略)</p> <p>(略)</p>	<p>承認等に関し、税関において申告書面に表示することが必要と認められる事項を記載する。</p> <p>(同左)</p> <p>(同左)</p>